

平成30年第2回浦幌町議会定例会

議案説明資料

目 次

- ・議案第34号（浦幌町総合振興計画審議会条例の一部改正）説明資料………P 1～2
- ・議案第35号（浦幌町税条例の一部改正）説明資料……………P 3
- ・議案第36号（浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）説明資料……………P 4～6
- ・議案第37号（浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）説明資料……………P 7～9
- ・議案第38号（浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正）説明資料……………P 10～43
- ・議案第39号（浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正）説明資料……………P 44～51
- ・議案第40号（浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）説明資料……………P 52～55
- ・議案第43号（公営住宅買取事業に関する協定の締結）説明資料……………P 56
- ・議案第44号（一般会計補正予算）説明資料……………P 57～64
- ・議案第45号（町有林野特別会計補正予算）説明資料……………P 65
- ・議案第49号（浦幌町立診療所特別会計補正予算）説明資料……………P 66

浦幌町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例説明資料

(まちづくり政策課)

1 改正の趣旨

浦幌町第3期まちづくり計画（平成23年度～平成32年度）の次期計画の策定に当たり委員の任期の改正を行うものです。

2 改正の内容

平成30年7月1日から新たに審議会委員の委嘱を行なうが、現在の任期では、次期計画の策定中に任期が満了となることから、継続的な審議を行うため委員の任期を2年から3年に改める。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

浦幌町総合振興計画審議会条例（昭和50年条例第12号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条から第3条 (略) (委員の任期)	第1条から第3条 (略) (委員の任期)
第4条 委員の任期は <u>3年</u> とする。ただし、再任 は妨げない。 2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間と する。	第4条 委員の任期は <u>2年</u> とする。ただし、再任 は妨げない。 2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間と する。
第5条から第11条 (略)	第5条から第11条 (略)

浦幌町税条例の一部を改正する条例説明資料

(町 民 課)

1 改正の趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）」及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）」が平成30年3月31日に、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）が平成30年5月23日に公布されたことに伴い、浦幌町税条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

改正項目	条項番号	改正内容
法附則第15条第2項 第47号の条例で定める割合	附則第10条 の2	中小企業者等が生産性向上特別措置法に基づき導入する機械設備に係る固定資産税の課税標準額をゼロ（零）にする規定（わがまち特例割合）【第15項】

3 施行期日

- ① この条例は、当該各号に定める日から施行する。
- ② 第2条の規定 平成31年4月1日
- ③ 第1条の規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）」による「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の一部が改正されたことにより、本条例で定める事項のうち、当該基準に従い定めることとされている事項の一部改正、及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）」による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）」の一部が改正されたことにより、本条例の引用条項の一部を改正するものです。

2 改正の内容

① 受給資格等の確認に係る規定の改正（第8条関係）

支給認定保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合に、特定教育・保育施設が行う受給資格等の確認は、必要に応じて行うものとし、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合の当該確認は、支給認定証と同一の事項が記載された利用者負担額に関する事項の通知により行うこととするもの。

② 認定こども園法の改正による引用条項の改正（第15条関係）

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

浦幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）新旧対照表

改正後	改正前
目次（略）	目次（略）
第1条～第7条（略） （受給資格等の確認）	第1条～第7条（略） （需給資格等の確認）
第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、 <u>必要に応じて</u> 、支給認定保護者の提示する支給認定証（ <u>支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知</u> ）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は_____、支給認定保護者の提示する支給認定証_____ _____によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。
第9条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）	第9条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第9項</u> の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

改正後	改正前
(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
第16条～第52条 (略)	第16条～第52条 (略)

浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2の規定により本事業の設備及び運営について、国が示した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）」に従い市町村が条例で定めることとされており、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）」が公布され平成30年4月1日から施行されたことにより、当該省令に従い定めることとされている事項について、本条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

① 基準省令第10条第3項第4号の規定の明確化による改正（第10条第3項第4号関係）
学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため改正する。

② 放課後児童支援員の資格要件の拡大による改正（第10条第3項第10号関係）

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）」において、放課後児童支援員の基礎資格等について、「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大する」としたことを受け、基準省令第10条第3項に第10号として新設された資格要件を追加する。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

浦幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）
新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第9条（略） (職員)	第1条～第9条（略） (職員)
第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。	2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号） 第4条に規定する免許状を有する者	(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
(6) 学校教育法の規定による大学において、	(6) 学校教育法の規定による大学において、

改正後	改正前
社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの	(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの
<u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</u>	
4～5 (略) 第11条～第21条 (略)	4～5 (略) 第11条～第21条 (略)

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

平成30年度介護報酬改定に伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」が公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」の一部が改正されたことにより、本条例で定める事項のうち、当該省令に従い定めることとされている事項について改正するものです。

2 改正の内容

本条例で定める事項のうち、省令に従い定めている事項について、改正後の省令に従い改正する。

- ① 共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の創設（第1条、第60条の20の2、第60条の20の3関係）
- ② 介護医療院の創設に伴う、対象施設等についての文言の追加等（第7条、第83条～第85条、第104条、第112条、第113条、第126条、第131条、第152条、第154条、第192条、第193条関係）
- ③ 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件等の緩和（第7条、第33条、第48条関係）
- ④ 地域密着型サービスに係る介護・医療連携推進会議の開催頻度について、「3月に一度」から「6月に一度」への見直し（第40条関係）
- ⑤ 療養介護事業所の定員数の「9名」から「18名」への引き上げ（第60条の25関係）
- ⑥ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数について、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」への見直し等（第66条、第152条関係）
- ⑦ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準の創設（第83条、第192条、第193条、第195条、第200条関係）
- ⑧ 身体拘束等の適正化の推進に係る、事業者運営基準に係る条項（拘束事由の記録・対策検討委員会の設置・指針の整備等）の規定（第118条、第139条、第158条、第183条関係）
- ⑨ 施設系サービスに係る入所者への、病状の急変等の緊急時等における対応方法を定める旨の条項の追加（第166条、第169条、第187条関係）
- ⑩ 一般病床、精神病床、療養病床を転換する場合の特例措置の延長（平成36年3月31日まで）等（附則第14条～附則第16条関係）
- ⑪ 療養病床等を転換する場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設における人員・施設等の基準の緩和（附則第17条、附則第18条関係）
- ⑫ その他、字句の整理等

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成25年条例第2号）
新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章　（略）	第1章～第3章　（略）
第3章の2　地域密着型通所介護	第3章の2　地域密着型通所介護
第1節～第4節　（略）	第1節～第4節　（略）
<u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の2・第60条の20の3）</u>	<u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>
<u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>	<u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>
第1款～第4款　（略）	第1款～第4款　（略）
第4章～第9章　（略）	第4章～第9章　（略）
附則	附則
第1章　総則	第1章　総則
<u>（趣旨）</u>	<u>（趣旨）</u>
<u>第1条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、共生型地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。</u>	<u>第1条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項の基準及び員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。</u>
第2条～第6条　（略） (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	第2条～第6条　（略） (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。 (1)（略） (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等	第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。 (1)（略） (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 <u>（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この</u>

改正後	改正前
<p>交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他基準省令の規定により厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者_____）をいう。以下同じ。）の業務に<u>1年以上</u>（特に業務に従事した経験が必要な者として基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるものにあっては、<u>3年以上</u>）従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3 及び4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず_____、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 介護医療院</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 _____当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する隨時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、隨時訪問サービスに従事することができる。</p>	<p><u>章において同じ。）</u> 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他基準省令の規定により厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者<u>又は</u> <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者</u>をいう。以下同じ。）の業務に<u>3年以上</u>_____</p> <p>_____従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3 及び4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次の各号</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間に</u>（当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>午後6時から午前8時までの間は、</u>当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随时対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随时訪問サービスに従事することができる。</p>

改正後	改正前
<p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず_____、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同<u>条第5項</u>の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び<u>第192条第14項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間は</u>、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同<u>条第6項</u>の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び<u>第192条第10項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第8条～第32条 (略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、_____ 随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>	<p>第8条～第32条 (略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間に行われる</u>随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>

改正後	改正前
4 (略) 第34条～第39条 (略)	4 (略) 第34条～第39条 (略)
第40条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が所在する町の職員又は当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね <u>6月</u> に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。	第40条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が所在する町の職員又は当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随时対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね <u>3月</u> に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供する場合には、 <u>正当な理由がある場合を除き</u> 、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない	4 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供する場合には_____、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。
第41条～第47条 (略) 第2節 人員に関する基準 (訪問介護員等の員数)	第41条～第47条 (略) 第2節 人員に関する基準 (訪問介護員等の員数)
第48条 (略)	第48条 (略)
2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 <u>基準省令の規定により厚生労働大臣が定める者</u> をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、 <u>1年以上</u> （特に業務に従事した経験が必要な者とし	2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 <u>厚生労働大臣が定める者</u> をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、 <u>3年以上</u>

改正後	改正前
て基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上) サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。	サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。
第49条～第60条の6 (略) (利用料等の受領)	第49条～第60条の6 (略) (利用料等の受領)
第60条の7 (略)	第60条の7 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 前項第3号に掲げる費用については、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	4 前項第3号に掲げる費用については、 <u>_____別に</u> 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
5 (略)	5 (略)
第60条の8 (略) (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)	第60条の8 (略) (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)
第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3) (略)	第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3) (略)
(4) <u>地域密着型通所介護従業者</u> は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(4) <u>指定地域密着型通所介護従業者</u> は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(5)及び(6) (略) (地域密着型通所介護計画の作成)	(5)及び(6) (略) (地域密着型通所介護計画の作成)
第60条の10 (略)	第60条の10 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 <u>地域密着型通所介護従業者</u> は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。	5 <u>指定地域密着型通所介護従業者</u> は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
第60条の11～第60条の20 (略)	第60条の11～第60条の20 (略)
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準	
<u>(共生型地域密着型通所介護の基準)</u>	
第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事	

改正後	改正前
<p>業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）</p> <p>第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第</p>	

改正後	改正前
<p>1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。) 又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。) の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練) (指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p>	
<p>(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p>	<p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通</p>

改正後	改正前
<p><u>所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</u></p>	
<u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>	<u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>
第60条の21～第60条の24 (略)	第60条の21～第60条の24 (略)
第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を <u>18人以下</u> とする。	第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を <u>9人以下</u> とする。
第60条の26 (略) (内容及び手続の説明及び同意)	第60条の26 (略) (内容及び手続の説明及び同意)
第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する <u>重要事項に関する規程</u> の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する <u>運営規程</u> の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

改正後	改正前
2 (略) 第60条の28～第60条の37 (略) (準用) 第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から 第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条 から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項 第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13 から第60条の18までの規定は、指定療養通所介 護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条 の34に規定する重要事項に関する規程」と、 「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「療養通所介護従業者」と、第60条 の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と あるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の 17第1項中「地域密着型通所介護について知見 を有する者」とあるのは「療養通所介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは 「12月」と、同条第3項中「当たっては」とある のは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、 第60条の18第4項中「第60条の5第4項」と あるのは「第60条の26第4項」と読み替える ものとする。	2 (略) 第60条の28～第60条の37 (略) (準用) 第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から 第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条 から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項 第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13 から第60条の18までの規定は、指定療養通所介 護の事業について準用する。この場合において、第35条中_____
第61条及び第62条 (略) (管理者) 第63条 (略)	「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「療養通所介護従業者」と、第60条 の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と あるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の 17第1項中「地域密着型通所介護について知見 を有する者」とあるのは「療養通所介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは 「12月」と、同条第3項中「当たっては」とある のは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、 第60条の18第4項中「第60条の5第4項」と あるのは「第60条の26第4項」と読み替える ものとする。 第61条～第65条 (略) (管理者) 第63条 (略)
2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事 業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護を提供するために必要な知 識及び経験を有する者であって、 <u>基準省令の規 定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了</u> しているものでなければならない。	2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事 業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護を提供するために必要な知 識及び経験を有する者であって、_____ _____別に厚生労働大臣が定める研修を修了 しているものでなければならない。
第64条及び第65条 (略) (利用定員等)	第64条及び第65条 (略) (利用定員等)
第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所 の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所 介護事業所において同時に共用型指定認知症対 応型通所介護の提供を受けることができる利用 者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型 共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所においては共同生活住	第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所 の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所 介護事業所において同時に共用型指定認知症対 応型通所介護の提供を受けることができる利用 者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型 共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所においては共同生活住

改正後	改正前
<p>居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____</p> <p>_____においては施設ごとに1日当たり3人以下とする</p> <p>_____。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項_____において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
第67条～第82条 (略)	第67条～第82条 (略)
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)
第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜	第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜

改正後	改正前
<p>間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（<u>第7項</u>に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所<u>並びに当該本体事業所</u>に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及<u>び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の居宅にお</p>	<p>間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、（<u>第7項</u>に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所<u>並びに当該本体事業所</u>に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所_____の登録者の居宅にお</p>

改正後	改正前
いて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を一以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。	いて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を一以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。
2~5 (略)	2~5 (略)
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
当該指定小規模多機能型居宅介護の事業所に中欄に掲げる施設のいずれかが併設されている場合 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	当該指定小規模多機能型居宅介護の事業所に中欄に掲げる施設のいずれかが併設されている場合 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老人福祉施設又は <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
当該指定小規模多機能型居宅介護の事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかが 指定定期巡回・随时対応型訪問看護介護事業所、 指定認知対応型通所介護事業所、 老人福祉施設又は介護老人福祉施設又は介護医療院	当該指定小規模多機能型居宅介護の事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかが 指定定期巡回・随时対応型訪問看護介護事業所、 指定認知対応型通所介護事業所、 老人福祉施設又は介護老人福祉施設又は介護医療院

改正後		改正前	
ある場合	護老人保健施設	ある場合	護老人保健施設
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。		7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下_____「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。	
8～10 （略）		8～10 （略）	
11 前項の介護支援専門員は、 <u>基準省令の規定</u> により別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。		11 前項の介護支援専門員は、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	
12及び13 （略） （管理者）		12及び13 （略） （管理者）	
第84条 （略）		第84条 （略）	
2 （略）		2 （略）	
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合サービス事業所を言う。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条、 <u>第193条第3項</u> 及び第194条において同じ。）とし		3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所</u> （第194条に規定する指定複合サービス事業所を言う。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条 <u>及び第194条</u> において同じ。）とし	

改正後	改正前
て3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	て3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第86条～第90条 (略) (利用料等の受領)	第86条～第90条 (略) (利用料等の受領)
第91条 (略)	第91条 (略)
1～3 (略)	1～3 (略)
4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、_____別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
5 (略)	5 (略)
第92条～第103条 (略) (協力医療機関等)	第92条～第103条 (略) (協力医療機関等)
第104条 (略)	第104条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
第105条～第110条 (略) (従業者の員数)	第105条～第110条 (略) (従業者の員数)
第111条 (略)	第111条 (略)
1～5 (略)	1～5 (略)
6 前項の計画作成担当者は、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	6 前項の計画作成担当者は、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
7～10 (略) (管理者)	7～10 (略) (管理者)

改正後	改正前
<p>第112条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>基準省令の規定により</u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>	<p>第112条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>
<p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>基準省令の規定により</u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p>
<p>第114条～第117条 (略)</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p>	<p>第114条～第117条 (略)</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p>
<p>第118条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>8 (略)</p>	<p>第118条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

改正後	改正前
第119条～第125条 (略) (協力医療機関等)	第119条～第125条 (略) (協力医療機関等)
第126条 (略) 2 (略) 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	第126条 (略) 2 (略) 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
第127条～第130条 (略) (従業者の員数)	第127条～第130条 (略) (従業者の員数)
第131条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、 <u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ</u> 1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で一以上とする。	第131条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、 <u>看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち</u> 1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で一以上とする。
5及び6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、 <u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u> 又は介護支援専門員 (2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）	5及び6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士 <u>若しくは作業療法士</u> 又は介護支援専門員 (2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

改正後	改正前
(3) 介護医療院 介護支援専門員	
8～10 (略)	8～10 (略)
第132条～第138条 (略) (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)	第132条～第138条 (略) (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)
第139条 (略)	第139条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
7 (略)	6 (略)
第140条～第151条 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)	第140条～第151条 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)
第152条 (略)	第152条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）に ユニット型指定介護老人福祉施設 （指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「 <u>指定介護老人福祉施設基準</u> 」という。）第38条に規定する ユニット型指定介護老人福祉施設 をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合	3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）に ユニット型指定介護老人福祉施設 （指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生劳働省令第39号。以下「 <u>指定介護老人福祉施設基準</u> 」という。）第38条に規定する ユニット型指定介護老人福祉施設 をいう。）を併設する場合

改正後	改正前
<p><u>人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設介護職員及び看護職員（第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、<u>作業療法士</u>若しくは言語聴</p>	<p>又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）</p> <p>_____を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士<u>若しくは作業療法士</u></p>

改正後	改正前
<u>対応又は介護支援専門員</u>	<u>又は介護支援専門員</u>
(3) 略	(3) 略
(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員	
9～17 (略)	9～17 (略)
第153条 (略)	第153条 (略)
第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 <u>若しくは介護医療院</u> を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 <u>を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u>
第155条及び第156条 (略) (利用料等の受領)	第155条及び第156条 (略) (利用料等の受領)
第157条 (略)	第157条 (略)
1～3 (略)	1～3 (略)
4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、 <u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u>
5 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	5 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
第158条 (略)	第158条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
7 (略)	6 (略)
第159条～第166条 (略) (緊急時等の対応)	第159条～第166条 (略)
第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所	

改正後	改正前
<p><u>者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。</u></p> <p>第167条及び第168条 (略) (運営規程)</p> <p>第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p><u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u></p> <p>第170条及び第171条 (略) (衛生管理等)</p> <p>第172条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならぬ。 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</u></p> <p>第173条～第181条 (略) (利用料等の受領)</p> <p>第182条 (略) 1～3 (略)</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第183条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲</p>	<p>第167条及び第168条 (略) (運営規程)</p> <p>第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略) (7) (略)</p> <p>第170条及び第171条 (略) (衛生管理等)</p> <p>第172条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、_____別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>第173条～第181条 (略) (利用料等の受領)</p> <p>第182条 (略) 1～3 (略)</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、_____別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第183条 (略) 2～7 (略)</p>

改正後	改正前
<p>げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	
<p>9 (略)</p> <p>第184条～第186条 (略) (運営規程)</p> <p>第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>第188条～第191条 (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>第184条～第186条 (略) (運営規程)</p> <p>第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>第188条～第191条 (略)</p>
<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（看護小規模多機</p>	<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（看護小規模多機</p>

改正後	改正前
<p>能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、 <u>当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第7項に規定する）</u>本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を二以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>第83条第7項に規定する</u>本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多</p>	<p>能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、 <u>当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（</u>本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を二以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>本体事業所である</u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多</p>

改正後	改正前
<u>機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u>	<u>機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u>
7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 介護医療院</u>	7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 (1)～(4) (略)
<u>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>	

改正後	改正前
<p><u>能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</u></p>	
<p>9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>	
<p>10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で一以上とする。</p>	
<p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>12 前項の介護支援専門員は、<u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u></p>	<p>9 前項の介護支援専門員は、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>
<p>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指</p>	

改正後	改正前
<p>定看護小規模多機能型居宅介護事業所について は、本体事業所の介護支援専門員により当該サ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成 が適切に行われるときは、介護支援専門員に代 えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成 に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定め る研修を修了している者（第200条において 「研修修了者」という。）を置くことができる。</p> <p>14 (略) (管理者)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならぬ。ただし、指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前條 <u>第7項各号に掲げる施設等の職務に従事するこ</u> とができるものとする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない 場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理 者をもって充てることができる。</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事 業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪 問介護員等として3年以上認知症である者の介 護に従事した経験を有する者であつて、<u>基準省 令の規定により</u>別に厚生労働大臣が定める研修 を修了しているもの、又は保健師若しくは看護 師でなければならない。 (指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業</p>	<p>10 (略) (管理者)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならぬ。ただし、指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前條 <u>第七項各号に掲げる施設等の職務に従事するこ</u> とができるものとする。</p> <p>2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター、介護老人保健施設 _____、指定小規模多機能型居宅介護事業 所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪 問介護員等として3年以上認知症である者の介 護に従事した経験を有する者であつて、 _____別に厚生労働大臣が定める研修 を修了しているもの、又は保健師若しくは看護 師でなければならない。 (指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業</p>

改正後	改正前
<p>者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)</p> <p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人<u>（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）</u>以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては<u>登録定員</u>に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人</u>）まで</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人<u>（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）</u>まで</p> <p style="text-align: center;">（設備及び備品等）</p> <p>第196条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準 (登録定員及び利用定員)</p> <p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人_____以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、<u>登録定員</u>に応じて、次の表に定める利用定員_____）まで</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人_____まで</p> <p style="text-align: center;">（設備及び備品等）</p> <p>第196条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>

改正後	改正前
(2) 宿泊室 ア～エ (略) <u>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</u> 第197条～第199条 (略) (看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)	(2) 宿泊室 ア～エ (略)
第200条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員 <u>(第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)</u> に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 2～10 (略)	第200条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員_____に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 2～10 (略)
第201条及び第202条 (略) (準用)	第201条及び第202条 (略) (準用)
第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着	第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着

改正後	改正前
<p>型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、<u>第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と</u>、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と_____、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>
附 則	附 則
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第63条第2項及び第67条第2項の規定の適用については、第63条第2項中「者であって、 <u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</u> 」とあるのは「者」と、第67条第2項中「者であって、第63条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。	第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第63条第2項及び第67条第2項の規定の適用については、第63条第2項中「者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第67条第2項中「者であって、第63条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
第3条～第9条 (略)	第3条～第9条 (略)
第10条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であって、平成18年4月1日の前日において <u>指定介護老人福祉施設基準</u>	第10条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であって、平成18年4月1日の前日において <u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準</u> （平成11年厚生省令第39号。以下「 <u>指定介護老人福祉施設基準</u> 」という。）附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第153条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「4人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
附則第4条	附則第4条
第1項の規定の適用を受けていたものに係る第153条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「4人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。	第1項の規定の適用を受けていたものに係る第153条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「4人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

改正後	改正前
第11条～第13条 (略)	第11条～第13条 (略)
第14条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第16条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を <u>平成36年3月31日</u> までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができますとする。	第14条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第16条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を <u>平成30年3月31日</u> までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができますとする。
第15条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を <u>平成36年3月31日</u> までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1)及び(2) (略)	第15条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を <u>平成30年3月31日</u> までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1)及び(2) (略)
第16条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を	第16条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を

改正後	改正前
<p>有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第153条第1項第8号及び第181条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p>	<p>有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成30年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第153条第1項第8号及び第181条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p>
<p><u>第17条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。</u></p> <p>(2) <u>生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情</u></p>	

改正後	改正前
<u>に応じた適当数</u>	
第18条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	
第19条 指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年） 厚生労働省令第106号。以下「省令」という。)による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定地域密着型サービス旧基準」という。)第170条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、この省令の施行後に指定地域密着型サービス旧基準第170条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。	第17条 指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)の一部を改正する省令（平成23年8月18日厚生労働省令第106号。以下「省令」という。)による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定地域密着型サービス旧基準」という。)第170条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、この省令の施行後に指定地域密着型サービス旧基準第170条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。
2～4 (略)	2～4 (略)
第20条 (略)	第18条 (略)
第21条 (略)	第19条 (略)
2 この条例の施行の日までの間に事業を開始した第192条第1項に規定する指定複合型サービス事業所(以下「指定複合型サービス事業所」という。)については、 <u>同条第12項</u> 中「修了している者」とあるのは「修了している者」(平成	2 この条例の施行の日までの間に事業を開始した第192条第1項に規定する指定複合型サービス事業所(以下「指定複合型サービス事業所」という。)については、 <u>同条第9項</u> 中「修了している者」とあるのは「修了している者」(平成

改正後	改正前
<p>25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」と、<u>第193条第3項</u>及び第194条中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」と、<u>第193条第2項</u>及び第194条中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>

浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

平成30年度介護報酬改定に伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」が公布され、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」の一部が改正されたことにより、本条例で定める事項のうち、当該省令に従い定めることとされている事項について改正するものです。

2 改正の内容

本条例で定める事項のうち、省令に従い定めている事項について、改正後の省令に従い改正する。

- ① 介護医療院の創設に伴う、対象施設等についての文言の追加等（第6条、第45条～第47条、第61条、第73条、第74条、第84条関係）
- ② ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数について、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」への見直し等（第10条関係）
- ③ 身体拘束等の適正化の推進に係る、事業者運営基準に係る条項（拘束事由の記録・対策検討委員会の設置・指針の整備等）の規定（第79条関係）
- ④ その他、字句の整理等

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成25年条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 (従業者の員数)	第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 (従業者の員数)
第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2～7 (略) (管理者)	第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設 _____ 社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2～7 (略) (管理者)
第7条 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつ	第7条 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつ

改正後	改正前
て、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	て、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第8条～第9条 (略) (利用定員等)	第8条～第9条 (略) (利用定員等)
第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり <u>3人以下</u> とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。	第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____。 においては施設ごとに1日当たり <u>3人以下</u> とする_____。
2 (略)	2 (略)
第11条～第22条 (略) (利用料等の受領)	第11条～第22条 (略) (利用料等の受領)
第23条 (略)	第23条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 前項第3号に掲げる費用については、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	4 前項第3号に掲げる費用については、_____別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
5 (略)	5 (略)
第24条～第44条 (略) (従業者の員数等)	第24条～第44条 (略) (従業者の員数等)
第45条 (略)	第45条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満

改正後	改正前				
<p>たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 当該指定介護予防小規生活介護事業所、指定模多機能型地域密着型特定施設、居宅介護事指定地域密着型介護老業所に中欄人福祉施設、指定介護に掲げる施療養型医療施設（医設のいずれかが併設さる場合）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 </td><td style="width: 33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 介護職員 </td></tr> </table>	当該指定介護予防小規 生活介護事業所、 指定模多機能型 地域密着型特定施設、 居宅介護事 指定地域密着型介護老業所に中欄人福祉施設、 指定介護 に掲げる 施療養型医療施設 （医設のいずれかが併設さる場合）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は 介護医療院	介護職員	<p>たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 当該指定介護予防小規生活介護事業所、指定模多機能型地域密着型特定施設、居宅介護事指定地域密着型介護老業所に中欄人福祉施設又は指定介護に掲げる施療養型医療施設（医設のいずれかが併設さる場合）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） </td><td style="width: 33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 介護職員 </td></tr> </table>	当該指定介護予防小規 生活介護事業所、 指定模多機能型 地域密着型特定施設、 居宅介護事 指定地域密着型介護老業所に中欄人福祉施設又は 指定介護 に掲げる 施療養型医療施設 （医設のいずれかが併設さる場合）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規 生活介護事業所、 指定模多機能型 地域密着型特定施設、 居宅介護事 指定地域密着型介護老業所に中欄人福祉施設、 指定介護 に掲げる 施療養型医療施設 （医設のいずれかが併設さる場合）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は 介護医療院	介護職員				
当該指定介護予防小規 生活介護事業所、 指定模多機能型 地域密着型特定施設、 居宅介護事 指定地域密着型介護老業所に中欄人福祉施設又は 指定介護 に掲げる 施療養型医療施設 （医設のいずれかが併設さる場合）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員				
<p>当該指定介護予防小規等、指定居宅サービス模多機能型の事業を行う事業所、居宅介護事指定定期巡回・隨時対業所の同一敷地内に中所、指定認知対応型通欄に掲げる所介護事業所、指定介施設等のい護老人福祉施設又は介ずれかがあ護老人保健施設る場合</p>	<p>当該指定介護予防小規等、指定居宅サービス模多機能型の事業を行う事業所、居宅介護事指定定期巡回・隨時対業所の同一敷地内に中所、指定認知対応型通欄に掲げる所介護事業所、指定介施設等のい護老人福祉施設又は介ずれかがあ護老人保健施設る場合</p>				
7～10 (略)	7～10 (略)				
<p>11 前項の介護支援専門員は、基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>12及び13 (略) (管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項表に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同</p>	<p>11 前項の介護支援専門員は、基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>12及び13 (略) (管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項表に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第7条第1項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同</p>				

改正後	改正前
<p>じ。) の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活総合支援事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>指定地域密着型サービス条例第194条</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>基準省令の規定により</u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、</p>	<p>じ。) の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活総合支援事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>指定地域密着型サービス基準第173条</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、</p>

改正後	改正前
<p>指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</u></p>	<p>指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p>
<p>第48条～第52条 (略) (利用料等の受領)</p>	<p>第48条～第52条 (略) (利用料等の受領)</p>
<p>第53条 (略)</p>	<p>第53条 (略)</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p>	<p>4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、_____別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p>
<p>第54条～第60条 (略) (協力医療機関等)</p>	<p>第54条～第60条 (略) (協力医療機関等)</p>
<p>第61条 (略)</p>	<p>第61条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>第62条～第71条 (略) (従業者の員数)</p>	<p>第62条～第71条 (略) (従業者の員数)</p>
<p>第72条 (略)</p>	<p>第72条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 前項の計画作成担当者は、<u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u></p>	<p>6 前項の計画作成担当者は、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>
<p>7～10 (略) (管理者)</p>	<p>7～10 (略) (管理者)</p>
<p>第73条 (略)</p>	<p>第73条 (略)</p>
<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>基準省令の規定により別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p>	<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業</p>	<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業</p>

改正後	改正前
者の代表者)	者の代表者)
第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、 <u>基準省令の規定</u> により別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第75条～第78条 (略) (身体的拘束等の禁止)	第75条～第78条 (略) (身体的拘束等の禁止)
第79条 (略)	第79条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
第80条～第83条 (略) (協力医療機関等)	第80条～第83条 (略) (協力医療機関等)
第84条 (略)	第84条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
第85条～第91条 (略) 附 則	第85条～第91条 (略) 附 則
第1条 (略) (経過措置)	第1条 (略) (経過措置)
第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定	第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定

改正後	改正前
介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第7条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第7条第2項中「者であって、 <u>基準省令の規定により</u> 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第11条第2項中「者であって、第7条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。	介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第7条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第7条第2項中「者であって、_____別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第11条第2項中「者であって、第7条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
第3条～第6条 (略)	第3条～第6条 (略)
第7条 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、 <u>基準省令</u> の施行の際現に二を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第75条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。	第7条 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、 <u>この省令</u> の施行の際現に二を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第75条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
第8条及び第9条 (略)	第8条及び第9条 (略)

浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

平成30年度介護報酬改定に伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」が公布され、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」の一部が改正されたことにより、本条例で定める事項のうち、当該省令に従い定めることとされている事項について改正するものです。

2 改正の内容

本条例で定める事項のうち、省令に従い定めている事項について、改正後の省令に従い改正する。

- ① 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が事業の運営に当たり連携に努めるとする事業者に、指定特定相談支援事業者を追加する（第2条関係）
- ② 公正中立なケアマネジメントの確保として、利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること等を説明することの義務づけ（第6条関係）
- ③ 入院時における医療機関との連携促進として、居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することの義務づけ（第6条関係）
- ④ 平時からの医療機関との連携促進のため、利用者が医療系サービスを希望している場合等は、同意を得て主治の医師等の意見を求めることされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付すること、また、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことの義務付け（第32条関係）
- ⑤ その他、字句の整理等

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年条例第4号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 (略)	第2条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u> 、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。	4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設
第3条～第5条 (略) 第3章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）	<u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u> 第3条～第5条 (略) 第3章 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）
第6条 (略)	第6条 (略)
2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの <u>であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる</u> こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。	2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの <u>である</u>
3 指定介護予防事業者は、 <u>指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えよう求めなければならない。</u>	<u>こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u>
4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、 <u>第7項</u> で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を	3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、 <u>第6項</u> で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を

改正後	改正前
<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>第7条～第31条 (略) (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ</u>、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) (略)</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>第7条～第31条 (略) (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</u></p> <p>(10)～(14) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(15)～(20) (略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p> <p>(22)～(28) (略)</p>	
第33条～第35条 (略)	<p>(15)～(20) (略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p>(22)～(28) (略)</p>
	第33条～第35条 (略)

公営住宅買取事業に関する協定の締結説明資料

(施設課)

1 協定締結の趣旨

老朽化した公営住宅等の建替えを進めるため、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者となった、応募提案者より実施設計完了に伴い、浦幌町議会基本条例第12条の規定により、公営住宅買取事業に関する協定に関し、町議会の議決を経ようとするものです。

2 協定の内容

- ① 事業の内容 買取公営住宅及び附帯施設の建築工事
- ② 事業の場所 十勝郡浦幌町字東山町7番地7のうち
- ③ 構造 木造平屋建
- ④ 型式・戸数 2棟6戸(1LDK×2戸・2LDK×4戸)
- ⑤ 延べ床面積 488.58平方メートル
- ⑥ 協定の相手方 北原・宮本・岡田設計 建設グループ
代表企業 十勝郡浦幌町字合流133番地
株式会社 北原建設
代表取締役 北原 晃夫
- 構成員 十勝郡浦幌町字宝町4番地1
宮本建設 有限会社
代表取締役 宮本 政司
- 帯広市西5条南29丁目2番地2
株式会社 岡田設計 帯広事務所
常務取締役帯広事務所所長 三宅 貴之

3 今後のスケジュール（予定）

- 6月中旬 公営住宅買取事業に関する協定の締結
- 6月下旬 事業着手
- 平成31年
- 1月31日 公営住宅完成
- 2月上旬 売買契約締結（仮契約）
- 2月中旬 売買契約に基づく「財産の取得」について議会提案
- 2月下旬 売買契約締結（本契約）

一般会計補正予算説明資料

1 民生費受託事業収入（保健福祉課）…補正綴 P 7

①内 容

しらかば保育園において、広域保育による町外の児童を平成30年5月21日から1名受け入れることから、これに係る保育所広域入所受託事業収入を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

19款 諸収入 4項 受託事業収入 2目 民生費受託事業収入

2節 児童福祉費受託事業収入（保育所広域入所受託事業収入）

1, 181千円追 加

2 情報化推進管理費（総務課）…補正綴 P 8

①内 容

本庁舎と出先施設を結んでいるNTT東日本の回線が、4月に入ってから輻輳により通信が途切れることがたびたび発生し、業務に支障をきたしており、現状のままで解消の見込みがないことから、住民基本台帳システムや介護保険システムなどの町民に影響がある業務システムを使用する「上浦幌支所」及び「保健福祉センター」並びに端末が多くデータ量も多い「教育文化センター」の回線の変更に要する費用を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

2款 総務費 1項 総務管理費 2目 情報化推進管理費

12節 役務費（通信運搬費）

387千円追 加

3 自動車管理費（施設課）…補正綴 P 8

①内 容

日本赤十字社より赤十字救援車「博愛号」が配置されることとなつたため、自動車損害共済保険料を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

2款 総務費 1項 総務管理費 4目 自動車管理費

12節 役務費（自動車損害共済保険料）

60千円追 加

4 指定統計調査費（まちづくり政策課）…補正綴P 6・9

①内 容

平成30年工業統計調査に係る道委託金の交付決定額が予算額より増加したため追加補正するものです。

また、同調査の調査員報酬の単価基準の増額により予算額に不足が生じることから併せて追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

14款 道支出金	3項 委託金	1目 総務費委託金	
3節 統計調査費委託金（工業統計調査委託金）			8千円追 加

【歳出】

2款 総務費	5項 統計調査費	2目 指定統計調査費	
1節 報酬（指導員・調査員報酬）			8千円追 加

5 社会福祉総務費（保健福祉課）…補正綴P 1 0

①内 容

平和塔のトイレ等へ水道水を供給するために設置している増圧ポンプ施設の逆支弁が故障したことから、修繕に係る経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	
11節 需用費（修繕料）			120千円追 加

6 重度心身障害者ひとり親家庭等医療対策費（町民課）…補正綴P 6・1 0

①内 容

重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療の医療費助成事業請求は、診療報酬明細書（レセプト）とは別に医療機関等から請求されていましたが、2月下旬に北海道と審査支払機関の協議がまとまり、本年4月からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、直近の受給者証の更新時期である8月診療分から、診療報酬明細書（レセプト）と併せて請求されることになりました。

については、受給者証の様式変更による印刷製本費及びシステム改修業務委託料の追加補正並びに医療機関等への請求手数料が8月以降不要となることから、手数料の減額補正をするものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

14款 道支出金	2項 道補助金	2目 民生費道補助金	
1節 社会福祉費補助金			15千円追 加
(重度心身障害者医療費助成事業事務費補助金)			
(ひとり親家庭等医療費助成事業事務費補助金)			33千円更正減

【歳出】

3款 民生費	1項 社会福祉費	
6目 重度心身障害者ひとり親家庭等医療対策費		
11節 需用費（印刷製本費）		15千円追加
12節 役務費（手数料）		334千円更正減
13節 委託料（システム改修業務委託料）		1,928千円追加

7 認可保育園運営費（保健福祉課）…補正綴P6・11

①内 容

しらかば保育園の保育士が産前産後休暇等になったことにより、代替保育士1名に係る4月からの賃金を子ども発達支援センター運営費から組替えて、追加補正するものです。

また、平成30年4月1日から広域保育として2名の園児が、町外認定こども園へ入所したことにより、受入先における保育の実施に係る管外入所保育委託料を追加補正するものです。

なお、管外入所保育委託料の一部については、子どものための教育・保育給付費負担金の特定教育・保育施設型給付対象となることから、国庫及び道費負担金それぞれの歳入を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款 国庫支出金	1項 国庫負担金	1目 民生費国庫負担金	
3節 児童福祉費国庫負担金	（子どものための教育・保育給付費負担金）		1,222千円追加
14款 道支出金	1項 道負担金	2目 民生費道負担金	
5節 児童福祉費道負担金	（子どものための教育・保育給付費負担金）		611千円追加

【歳出】

3款 民生費	2項 児童福祉費	3目 認可保育園運営費	
7節 賃金			2,328千円追加
13節 委託料（管外入所保育委託料）			2,100千円追加

8 子ども発達支援センター運営費（保健福祉課）…補正綴P11

①内 容

当初予算において、子ども発達支援センター指導員の産前産後休暇等を補うために計上していた代替長期臨時職員の賃金は、4月1日付け人事異動により認可保育園運営費に組替えるため減額補正するものです。

また、子ども発達支援センターの平成4年に購入したトランポリンは、フレームとマットを接続している金具が劣化により切れてしまい、本製品が古いため交換できる金具がないことから修理不能となり、通所児童の感覚統合を促す療育に必要であることから、更新に係る経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

3款 民生費	2項 児童福祉費	6目 子ども発達支援センター運営費	
7節 賃金			1,816千円更正減
18節 備品購入費			415千円追加

9 乳幼児等医療対策費（町民課）…補正綴 P 1 3

①内 容

乳幼児等医療の医療費助成事業請求は、診療報酬明細書（レセプト）とは別に医療機関等から請求されていましたが、2月下旬に北海道と審査支払機関の協議がまとまり、本年4月からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、直近の受給者証の更新時期である8月診療分から、診療報酬明細書（レセプト）と併せて請求されることになりました。

については、受給者証の様式変更による印刷製本費の追加補正及び医療機関等への請求手数料が8月以降不要となることから、手数料の減額補正をするものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

4款 衛生費	1項 保健衛生費	6目 乳幼児等医療対策費	
11節 需用費（印刷製本費）			15千円追加
12節 役務費（手数料）			531千円更正減

10 農業振興費（産業課）…補正綴 P 6・1 3

(1) 新規就農者営農促進事業

①内 容

新規就農者の新たな固定資産の取得に伴う奨励金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

6款 農林水産業費	1項 農業費	3目 農業振興費	
19節 負担金、補助及び交付金（新規就農者営農促進補助金）			28千円追加

(2) 農業生産法人設立事業

①内 容

新たに設立された農業生産法人が負担する農地賃借料に対する補助金を追加補正するものです。

[補助率] 農地賃借料の2分の1

②補正科目及び補正額

【歳出】

6款 農林水産業費	1項 農業費	3目 農業振興費	
19節 負担金、補助及び交付金（農業生産法人設立事業補助金）			1,104千円追加

(3) 経営体育成支援事業

①内 容

本事業は、地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援する国費事業であり、要望調査の結果、予算配分決定があつたため追加補正するものです。

対象地域	経営体	総事業費	補助対象経費	補助率	補助金額
上浦幌地区	1件	2,600,000円	2,407,407円	3/10 以内	722,000円
下浦幌地区	5件	41,808,800円	38,711,852円		10,320,000円
合 計	6件	44,408,800円	41,119,259円		11,042,000円

②補正科目及び補正額

【歳入】

14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金
1節 農業費補助金（経営体育成支援事業補助金） 11,042千円追 加

【歳出】

6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費
19節 負担金、補助及び交付金
(経営体育成支援事業補助金) 11,042千円追 加

(4) 畑作構造転換事業

①内 容

本事業は、畑作営農の省力作業体系や新技術の導入の取組を支援する国費事業であり、要望調査の結果、予算配分決定があつたため追加補正をするものです。

事業区分	事業費	補助率	補助金額
省力化等の推進 (省力作業機械の導入)	23,683,536円	1/2以内	10,964,600円
新技術の導入 (病害虫抵抗性品種の導入)	3,264,900円	定額 3,000円/10a	3,264,900円
合 計			14,229,500円

②補正科目及び補正額

【歳入】

14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金
1節 農業費補助金（畑作構造転換事業補助金） 14,230千円追 加

【歳出】

6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費
19節 負担金、補助及び交付金（畑作構造転換事業補助金） 14,230千円追 加

11 畜産振興費（産業課）…補正綴P13

①内 容

平成21年に購入し模範牧場の哺育管理及び圃場管理に使用しているトラクターが、前後進の動作不良の発生により走行クラッチ制御ユニットの交換が必要なことから、修繕に係る経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

6款 農林水産業費	1項 農業費	5目 畜産振興費	
11節 需用費（修繕料）			780千円追加

12 林業総務費（産業課）…補正綴 P 1 4

①内 容

森林法の一部改正において、平成31年度から市町村が統一的な基準に基づき森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などが含まれた林地台帳の運用が開始されるため、本町における林地台帳の整備に係る経費及び管理用備品（モバイルG P S受信機）の購入費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

6款 農林水産業費	2項 林業費	1目 林業総務費	
13節 委託料（林地台帳整備委託料）			1,080千円追加
14節 使用料及び賃借料（森林情報システムソフトウェア使用料）			1,502千円追加
18節 備品購入費			954千円追加

13 うらほろ森林公园管理運営費（産業課）…補正綴 P 1 4

①内 容

うらほろ森林公园における高圧受電設備内の電源部品が経年劣化により故障したことから、交換に係る経費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

6款 農林水産業費	2項 林業費	4目 うらほろ森林公园管理運営費	
15節 工事請負費			886千円追加

14 水産業振興費（産業課）…補正綴 P 1 4

①内 容

十勝太共同利用施設内の冷凍庫の内壁面天井パネルの隙間から水漏れや冷気が流出するなど冷凍性能が著しく低下しているため、修繕料を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

6款 農林水産業費	3項 水産業費	2目 水産業振興費	
11節 需用費（修繕料）			162千円追加

15 小学校特別支援教育振興費（教育委員会）…補正綴 P 1 6

①内 容

特別支援教育支援員嘱託報酬について、今年度委嘱した浦幌小学校の特別支援教育支援員のうち1名が教職員免許を所有していたことから、報酬単価の増額に伴う追加補正をするものです。

- ・当初予算単価 830円（月額 87,150円 年額 1,045,800円）
- ・決定後単価 890円（月額 93,450円 年額 1,121,400円）
- ・差額 60円（月額 6,300円 年額 75,600円）

②補正科目及び補正額

【歳出】

10款 教育費	2項 小学校費	3目 特別支援教育振興費	
1節 報酬（特別支援教育支援員嘱託報酬）			76千円追 加

16 幼稚園運営費（保健福祉課）…補正綴 P 1 6

①内 容

浦幌幼稚園の教諭が平成30年3月31日付けで退職したことから、代替教諭1名に係る4月からの賃金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

10款 教育費	4項 幼稚園費	1目 幼稚園運営費	
7節 賃金			2,328千円追 加

17 公民館運営費（教育委員会）…補正綴 P 1 7

①内 容

平成30年3月30日付で教育振興資金として指定寄附を受けたので、中央公民館用として会議用テーブル20台を新規購入するため追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

10款 教育費	5項 社会教育費	2目 公民館運営費	
18節 備品購入費			1,124千円追 加

18 給食センター管理費（教育委員会）…補正綴 P 1 7

①内 容

給食センターの栄養教諭が産前休暇に入ることから、給食業務の引継ぎ等に要する代替栄養教諭の賃金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

10款 教育費	6項 保健体育費	3目 給食センター管理費	
7節 賃金			1 6 7 千円追 加

町有林野特別会計補正予算説明資料

(産業課)

1 内容

野そ駆除薬剤散布に係る薬剤価格及び委託料の料金改定に伴い追加補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

1款 道支出金	1項 道補助金	1目 造林補助	
2節 野そ駆除補助 (野そ駆除補助金)			93千円追 加

【歳出】

2款 財産造成費	1項 財産造成費	1目 造林費	
11節 需用費 (消耗品費)			50千円追 加
13節 委託料 (野そ駆除剤散布委託料)			55千円追 加

浦幌町立診療所特別会計補正予算説明資料

(町立診療所)

1 内容

歳出の医業費については、4月1日人事異動に伴う人件費の予算補正と看護師の妊娠出産に伴う臨時看護師賃金及び臨時看護師等の任用期間延長に係る追加補正並びに画像連携システム通信料を追加補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

1款 繰入金	1項 他会計繰入金	1目 一般会計繰入金	
1節 一般会計繰入金			1, 207千円追 加

【歳出】

1款 診療所費	1項 診療所費	1目 診療所管理費	
2節 給料			14千円追 加
3節 職員手当等 (扶養手当)			78千円追 加
	(管理職手当)		2千円追 加
	(期末勤勉手当)		35千円追 加
4節 共済費 (共済組合特別負担金)			9千円追 加
1款 診療所費	1項 診療所費	2目 医業費	
3節 職員手当等 (住居手当)			18千円追 加
4節 共済費 (共済組合納付金)			212千円更正減
	(退職手当組合納付金)		136千円更正減
7節 賃金 (看護師等賃金)			1, 354千円追 加
12節 役務費 (通信運搬費)			45千円追 加